

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。
令和3年2月22日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
貝 沼 諭

記

1. 公募に付する事項

本業務は、「マルチメディア型情報サービス「日経テレコン」の提供」であり、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が2者以上あった場合は、競争入札を行うものとし、申込者が1者であった場合及び公募に参加する者がいない場合には、随意契約による契約手続を行うことを予定している。

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和1・2・3（平成31・32・33）年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館内 警察庁情報通信局情報管理課経理係
電話番号 03-3581-0141

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年3月5日（金） 17時00分
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館内 警察庁長官官房会計課調達係
郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

5. その他

(1) 手続において使用する言語

日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ

(3) 資格等に関する書類は返還しない。

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

「マルチメディア型情報サービス「日経テレコン」の提供」の事項に係る参加意思確認資料について、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違いないことを誓約します。

記

・ 令和1・2・3（平成31・32・33）年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格） 1部

マルチメディア型情報サービス「日経テレコン」の提供仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、インターネットを使用して情報入手するマルチメディア型情報サービス「日経テレコン」(以下「情報サービス」という。)の提供について適用する。

2 提供期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 ユーザーID

ユーザーIDについて、1端末につき1つのユーザーIDを割り当てるものとし、48個のユーザーIDを提供すること。

4 システム形態

情報サービスは、警察庁の端末装置から警察庁ネットワーク及びコンピューターシステム、電気通信事業者の提供する通信回線を経由して提供するコンピューターシステムに接続する形態とする。

5 情報サービスの内容

情報サービスの提供内容は以下のとおり。

- (1) ニュース
- (2) きょうの新聞
- (3) 最新の雑誌
- (4) Financial Times
- (5) 記事検索(新聞)
- (6) 記事検索(海外情報)
- (7) 記事検索(英文情報)
- (8) 記事検索(雑誌)
- (9) 記事検索(ニュース)
- (10) 記事検索(公開情報・企業IR情報)
- (11) 記事検索(信用情報)
- (12) 記事検索(調査・統計・マーケティング)
- (13) 記事検索(書籍・年鑑)
- (14) ナビ型記事検索
- (15) リストで検索
- (16) 日本経済新聞(明治から戦後まで)
- (17) 新着記事
- (18) 企業検索(企業情報)
- (19) 企業検索(新設企業情報)
- (20) 企業検索(財務情報)

- (21) 企業検索（会社情報）
- (22) 企業検索（専門企業情報）
- (23) 企業検索（海外企業情報）
- (24) 企業検索（D & B グローバルプロフィール）
- (25) 人事検索
- (26) 業界情報
- (27) 国内企業リスト作成
- (28) 新聞トレンド
- (29) アジア経済ニュース
- (30) データ&ランキング
- (31) 法務・知財アーカイブ
- (32) 各種経済レポート
- (33) English Menu
- (34) 専門情報

6 提出書類

- (1) 契約締結後、速やかに最新の情報利用料金表を提出すること。
なお、利用料金表に変更が生じた場合は、その都度、変更箇所のわかる書類を提出すること。
- (2) 毎月の利用実績が把握できる資料を添付のうえ、履行完了届を警察庁に提出すること。

7 年間予定利用件数

別紙のとおりとする。ただし、予定数量は直近の実績を勘案した見込み数であるため、使用を確約するものではなく、予定数量は適時増減する場合がある。
また、日経テレコン料金表に記載のある情報について閲覧できること。

8 業務の主たる部分の再委託禁止

次に挙げる作業は、本契約の主たる部分であるため再委託することはできない。

- (1) 本情報サービスの提供に係る全体の統括
- (2) 6 (2)に掲げる履行完了届の提出

年間予定利用件数

情 報 名	利用件数
きょうの新聞	13
速報ニュース/クリッピング	102
日経四紙/見出	23,933
日経四紙	1,030
新聞・雑誌/見出/5円	162,022
新聞・雑誌/50円	326
新聞・雑誌/見出/40円	357
新聞・雑誌/400円	39
新聞・雑誌/見出/10円	110,464
新聞・雑誌/200円	2,689
新聞・雑誌/100円	1,574
帝国データバンク財務情報	311
東京商工リサーチ財務情報	225
ダイヤモンド役員・管理職情報	44
企業決算	4
帝国データバンク信用情報/見出	14
東京商工リサーチ信用情報/見出	15
決算短信速報/100円	13
朝日新聞/見出/5円	40,141
朝日新聞/100円	1,669
雑誌/PDF100円	12
雑誌/PDF150円	1
雑誌/PDF200円	36
雑誌/PDF250円	1
雑誌/PDF300円	47
雑誌/PDF400円	16
日経四紙/PDF	323
英文全文(日経)/見出/10円	1
英文全文/見出/5円	30
日経財務情報	39
読売人物データベース	12
東洋経済会社四季報/PDF	4
きょうの新聞/毎日新聞	1
新聞・雑誌/150円	1,460
新聞/PDF200円	180
日経会社プロフィール	29
東京商工リサーチ企業情報	527
日経WHO'S WHO	61
東京商工リサーチ経営者情報	139
朝日新聞速報ニュース	55
新聞/PDF/100円	2
新聞・雑誌/見出/20円	36,689
朝日新聞人物データベース	22
東京商工リサーチ新設企業情報	37
帝国データバンク新設企業情報	24
東洋経済外資系企業情報	7
東洋経済海外進出企業情報/見出し	2
東洋経済海外進出企業情報/本文	1
きょうの新聞/100円	4
新聞・雑誌/300円	350
新聞/写真/20円	4

日経NETアーカイブ/見出し	5
年鑑・白書・書籍/本文/400円	1
レコフM&A情報/本文/600円	4
雑誌(朝日)/見出/10円	967
雑誌(朝日)/300円	52
雑誌/PDF450円	1
雑誌/PDF600円	3
日経の書籍/PDF300円	3
IRジャパン保有株情報/見出	167
IRジャパン保有株情報/本文	1
IRジャパン保有株情報/PDF	1
日経の書籍/PDF200円	1
日経の書籍/PDF400円	1
年鑑・白書・書籍/PDF400円	1
雑誌/PDF500円	52
日本経済新聞(明治から戦後まで)	5
NR I企業履歴情報	1
信用交換所企業情報	5
帝国データバンク企業情報	245
日経ヴェリタス/見出	614
日経ヴェリタス/本文	13
日経ヴェリタス/PDF	1
東洋経済会社四季報	2
新聞/PDF/150円	218
読売新聞	2,031
新聞・雑誌/500円	4
速報ニュース/本文/20円	190
プレスリリース	13
AGS企業リスク格付	42
日経消費ウォッチャー/見出	4
リスクモンスター企業リスク信用格付	64
日経速報ニュースアーカイブ/見出	4,676
日経速報ニュースアーカイブ/本文	88
毎日新聞	1,022
金融工学研究所企業リスク情報・新	51
ヴェリタスMOLコラム/見出	2
新聞/PDF/300円	1
年鑑・白書・書籍/PDF1500円	2
東京経済信用情報/見出	26
新聞/PDF350円	1
新聞/PDF400円	9
雑誌/PDF1500円	1
東京経済企業情報	4
日経新聞電子版/記事検索/見出	28,188
日経新聞電子版/記事検索/本文200円	611
静岡新聞/見出	5,560
静岡新聞/本文	127
静岡新聞/PDF	30
きょうの新聞/200円	3
新聞/PDF500円	1
速報ニュース/50円	118
速報ニュース/200円	1
三菱総合研究所企業特許力レポート/PDF	6
中日新聞/見出	9,986

中日新聞 / 本文	230
東京新聞 / 見出	10,219
東京新聞 / 本文	249
新聞・雑誌(日経) / 見出 10円	139
新聞・雑誌(日経) / 本文 400円	8
日経企業活動情報(企業検索) / 10円	151
日経企業活動情報(企業検索) / 400円	6
中日新聞 / PDF	49
神戸新聞 / 見出	3,341
神戸新聞 / 本文	62
神戸新聞 / PDF	14
東京新聞 / PDF	86
日経WHO'S WHO人事異動情報	39
きょうの新聞 / 静岡新聞 / 本文	3
東洋経済役員四季報・未上場会社版 / PDF	4
京都新聞 / 見出	3,680
京都新聞 / 本文	92
京都新聞 / PDF	16
時事通信 / 見出 / 5円	5,319
時事通信 / 見出 / 10円	278
時事通信 / 見出 / 20円	418
時事通信 / 本文 / 100円	265
時事通信 / 本文 / 200円	2
時事通信 / 本文 / 300円	35
共同通信 / 見出 / 5円	4,907
共同通信 / 本文 / 100円	299
日経NEEDS業界解説レポート	6
朝日新聞デジタル / 見出	213
朝日新聞デジタル / 本文	15
新聞・雑誌検索 / 本文 20円	101
英文全文(朝日) / 見出 / 10円	3
日経コーポレートガバナンス評価	1
日経NEEDSグローバル業界解説レポート	1
中部経済新聞 中経企業年鑑	1
日経企業リスクウォッチ / 見出 10円	73
日経企業リスクウォッチ / 本文 400円	10
新聞・雑誌(日経) / 見出 20円	376
新聞・雑誌(日経) / 本文 300円	15
FactSet Supply Chain Relationships / 本文 1000円	1
決算サマリー / 見出し / 5円	37
YKS / PDF 2000円	1
FactSet / 本文 300円	1
ニュース / PDF 200円	13
新聞トレンド / 300円	3
ケッブルスタートアップ企業情報 / 2000円	3
日経会社情報プレミアム / PDF 300円	3
日経業界分析レポート / PDF	10
クレディセイフ企業情報(財務情報なし) / 本文	114
クレディセイフ企業情報(財務情報あり) / 本文	49

上記の情報以外でも閲覧できること

契約書(案)

警察庁(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)
とは、マルチメディア型情報サービス「日経テレコン」(以下「情報サービス」という。)
の提供に関し、次のとおり情報提供契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約に定める条件に従い、情報サービスを甲に提供し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

(契約内容)

第2条 乙は、この契約に従い、情報サービスを提供するものとする。

(契約保証金)

第3条 契約保証金の納付は免除する。

(履行期間)

第4条 本契約の履行期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(ユーザID)

第5条 甲の利用するユーザIDについては、1つのユーザIDは1つの端末に割り当てられることを原則とする。

(契約単価)

第6条 基本料金(月額)及び当初料金は別紙「利用料金」のとおりとする。ただし、情報利用料金は株式会社日本経済新聞社が提供する情報サービスの「日経テレコン料金表」の情報単価と件数に応じた従量料金とする。

(使用の制限)

第7条 甲は、この契約期間中はもとより、契約期間満了後も乙の文書による承認を得ないで、次の行為をしないものとする。

- (1) 情報サービスを甲の組織内に於ける内部利用以外に利用すること。
- (2) 情報サービスに係るデータ、マニュアル等又は、そのコピーを第三者に提供すること。
- (3) 甲の組織外の第三者に情報サービスを利用させること。

(利用料の支払)

第8条 乙は、毎月末締日以降に、甲による当該月の利用件数の確認を受けた上、利用料金を甲に請求を行うものとする。

- 2 請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てるものとする。
- 3 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に利用料金を支払うものとする。
- 4 甲は都合により、予定数量を適時増減することができる。

（支払遅延利息）

- 第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に利用料金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払いをしないことが天災地変等のやむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止）

- 第10条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）、又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意、又は遵守させる義務を負う。
 - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留する。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
 - 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が

行う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

第11条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
 - ① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けべき事由を生じた場合
 - ② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
 - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第12条第1項に該当する場合
 - (4) 乙が第21条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
 - (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 甲は、第2項及び第3項に該当する場合、違約金として第6条に定める単価に予定数量を乗じて得た額（業務の完了部分に相当する額を除く。）の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第12条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規程による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命

じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第13条 乙は、次の各号に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償額の予定）として支払済額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の支払済額の100分の10に相当する額のほか、支払済額又は契約単価に予定数量を乗じた額（税込）のいずれか高い額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(知的財産権)

第14条 甲は、情報サービスに関する知的財産権が、乙に帰属することを確認する。

2 甲は、乙が情報サービスで提供するデータの内容に対して一切の変更を加えることはできない。

(責任)

第15条 乙は、情報サービスのシステムが正常に稼働するよう、最善の努力を払う。

2 乙は、情報サービスの利用に関連して甲に発生する直接、間接の損失、費用ないしは損害についていかなる責任も負わない。また乙は乙の合理的支配を超えたシステムダウン、通信上のトラブル或いは停電、火災、地震、戦争等の影響によるトラブルによって、甲又はその使用人が情報サービスを利用できなかった場合も一切責任を負わない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第11条第4項、第13条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、この契約を誠実に履行している途中において、第11条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、損害額の確認があるものに限りその損害を賠償することができる。

(再委託)

第17条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委任してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託をする業務の範囲、再委託の必要性、再委託期間及び再委託率について記載した再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 甲乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(管轄裁判所)

第19条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第20条 この契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除条項)

第21条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第22条 本契約に特記事項がある場合は、別添においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、特記事項が優先する。

上記契約の締結を証する為、この証書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
貝 沼 諭

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び乙又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「再受託者等」という。）としないことを確約する。

（再委託契約に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

利用料金

- ・当初料金
48ユーザ I D 当たり 円 (うち消費税 円)
- ・基本料金 (月額)
48ユーザ I D 当たり 円 (うち消費税 円)
- ・情報利用料金
最新の「日経テレコン料金表」における情報利用料金の単価に準拠する。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名 印

令和 年 月 日付で契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負（再委託）をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次の何れにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 下請負（再委託）の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 下請負（再委託）の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。